平成２５年（フ）第４６３号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目８番８－403号
債務者　藤本　美枝
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０３１号
名古屋市西区稲生町５丁目９番地
債務者　坂根電設こと　坂根　幸久
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３２号
名古屋市西区江向町３丁目80番地　第３スカーラ江向103号
債務者　坂根　利幸
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０３３号
名古屋市西区江向町３丁目80番地　第３スカーラ江向103号
債務者　坂根　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７５号
名古屋市中川区江松５丁目1220番地　ウエストリマーニＡ棟202号
債務者　西崎　純司
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２００号
愛知県小牧市小牧原２丁目173番地　プレヤデス105号
債務者　加藤　貞治（旧姓半崎）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５８号
名古屋市北区清水２丁目７番９号　シャタック清水３Ｅ号、従前の住所名古屋市北区芳野２丁目８番10号　ラ・メゾンパシフィック芳野２－Ａ号
債務者　竹下　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８２号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住５街区１号棟206号
債務者　山口小夜子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
鹿児島県鹿屋市川西町3695番地16、前住所鹿児島県鹿屋市川西町3703番地６
債務者　柊元浩太郎
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
鹿児島県鹿屋市白崎町20番10号、前住所東京都世田谷区南烏山４丁目３番５号　富士美荘102
債務者　有村　美奈
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１９３８号
大阪府高槻市大塚町３丁目28番23号
債務者　岡村きみえ
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１８１号
大阪府豊中市蛍池北町３丁目２番30号
債務者　村上百合子（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３２５号
大阪府八尾市福万寺町南１丁目38番地の11
債務者　淵脇　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２４号
大阪府東大阪市三島３丁目７番３号
債務者　藤川美佐恵
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３７号
大阪市福島区鷺洲２丁目３番８号
債務者　山下美恵子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７１号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６－214号
債務者　小川　進吾
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７７２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６－214号
債務者　小川礼子こと　小川　礼子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部